

令和7年度茨城県介護テクノロジー定着支援事業 主な問い合わせ（9/12更新）

No.	キーワード	内容	回答
1	補助対象者	特別養護老人ホームにおいて、従来型とユニット型の指定を受けている場合、事前協議を2つに分ける必要があるか。	指定を受けている事業所ごとに分けて協議する必要がある。 <u>なお、見積書については、原則として協議ごとに分けること。</u> <u>また、見積書を分けることが困難な場合は、経費を按分することとし、協議ごとの額が分かるよう見積書に記載すること。</u>
2	補助対象者	令和8年1月に開設予定の事業所は補助対象となるか。	交付申請時点において、介護保険法に基づく指定を受けていること。 なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、交付申請時点において、事業を開始していること。
3	補助対象者	障害者総合支援法に基づく事業所・施設は、補助対象外ということか。	お見込みのとおり。
4	補助要件	今年度、厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」を受講した。 当該セミナーの受講は、要項第4条第1項第3号イに定める「相談窓口が実施する研修」の補助要件を満たしたことになるか。	当該セミナーの受講は、補助要件を満たしたことになる。 補助要件を満たす「相談窓口が実施する研修」については、県ホームページに掲載している「事前協議について」を確認すること。
5	補助要件	要項第5条第1項第3号「職員の賃金への還元」について、職員への周知の具体的な方法は。	職員等への周知について、具体的な方法は定めていない。
6	補助要件	「SECURITYACTION」の宣言は、いつまでに行えばよいか。	交付申請までに宣言すること。 なお、事前協議においては、「宣言済み」又は「交付申請までに宣言予定」の場合、補助要件を満たしていると判断する。
7	補助要件	介護老人福祉施設としては、科学的介護情報システム（LIFE）に対応しているが、併設の短期入所生活介護・通所介護については、LIFEに対応していない。 この場合、短期入所生活介護・通所介護は補助要件を満たしていることになるか。	要件を満たしたことになる。 申請する事業所ごとに、科学的介護情報システム（LIFE）に対応する必要がある。
8	補助上限額	補助上限額や下限額はあるか。	補助上限額は、要項別表のとおり。 なお、事前協議の総額に応じ、特定の機器や補助上限台数を制限する場合がある。 補助下限額は、定めていない。
9	補助対象経費	リース及びレンタルは、補助対象となるか。	購入のほか、リース及びレンタルも補助対象となる。
10	補助対象経費	消費税は補助対象となるか。	消費税及び地方消費税は補助対象外。
11	補助対象経費	重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して必要なタブレット及びスマートフォンについて、中古品を購入してもよいか。	原則として、新品のみ。 なお、重点分野に該当する介護テクノロジーの仕様により、タブレット端末の型式が制限され、中古品を購入する必要がある場合は、県が個別に判断する。
12	付帯経費	重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して必要な経費にスマートフォンは含まれるか。	専ら介護テクノロジーを使用するための端末であり、重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して必要な場合は補助対象となる。
13	付帯経費	介護テクノロジーの搬入・設置費用は補助対象となるか。	重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して必要な場合は補助対象となる。
14	介護ソフト	介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、補助対象となる金額は。	補助対象額は実績報告日までに事業所が支払った金額となる。 （例） ・全額支払った場合→全額が補助対象 ・1年分支払った場合→1年分の金額が補助対象
15	介護ソフト	事業所の利用者数（患者等）に応じて料金が変動する介護ソフトは補助対象となるか。	補助対象となる。 なお、補助対象額は実績報告日までに事業所が支払った金額となる。
16	介護ソフト	導入済みの介護ソフトのアクセス権を増やすことは、補助金の対象となるか。	導入済みの介護ソフトが補助対象となる介護ソフトの場合、アクセス権（ライセンス）の追加に係る費用も補助対象となる。
17	その他の機器	清掃ロボットは補助対象となるか。	業務用清掃ロボットは、その他の機器として補助対象となり得るが、家庭用清掃ロボットは、補助対象とならない。
18	その他の機器	業務用清掃ロボットと判断する方法は。	県が個別に判断する。
19	パッケージ型導入支援	事業所へ既に導入されている見守り機器と連動可能なインカムの導入は「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」として申請可能か。	申請不可。 パッケージ型導入支援として申請可能な組合せは、要項別紙に記載のとおり。
20	留意事項	要項別紙に記載のある「同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない」とは。	原則として、「1つの重点分野（目的）に対し、複数の機種を導入する場合、1機種のみ補助対象となる」ということ。
21	事前協議	「事前協議書」の記載方法について、2. 協議額に記載すべき金額は。	「所要額調書（参考様式1～4）」により算出した各所要額（太線囲い箇所）を記載すること。
22	交付申請	交付申請時に、事前協議と内容の異なる見積書を添付してよいか。	原則として、内示を受けた協議内容のとおり交付申請を行うこと。
23	変更交付申請	交付決定後に導入する機器の後継モデルが発売された場合、補助事業の内容を変更することは可能か。	要項第12条に定める「変更交付申請」の手続きにより変更可能。
24	スケジュール	交付決定前に機器を導入することはできるか。	事業の開始時期について、正当な理由がある場合は、内示から交付決定までの間に事前着手を認める予定だが、交付決定前に導入することはできない。
25	スケジュール	機器の導入期日はいつか。	実績報告期限は、令和8年1月30日。 なお、実績報告書の添付書類として「領収書又は支払いが確認できる書類」が必要となる。
26	業務改善計画	「業務改善計画様式」の記載方法について、A5セル（介護テクノロジー導入支援事業）とA6セル（介護テクノロジー定着支援事業）のどちらに○を付ければよいか。	A6セル（介護テクノロジー定着支援事業）に○を付けること。
27	参考様式	参考様式1～4について、事業所番号を入力すると先頭の0が消えてしまう。どのように入力すればよいか。	様式の仕様であるため、先頭の0を除いた9桁とすること。
28	その他	令和6年度に県が実施した「介護施設等生産性向上推進事業補助金」は、今年度も実施するか。	実施予定なし。